『令和７年度　延岡への新たな流れをつくる誘客事業（一般旅行用）』補助金申請について

① ツアー販売にあたっての**事前申請**（原則、事業開始 **10 日前まで**の承認が必要※１）

*事業者→延岡市観光戦略課

□事前承認申請書（様式第１号）※2

□旅行業登録票の写し（コピー可・写メ不可）

※4 月 1 日以降に募集開始、年度内催行のツアーが補助対象となります。

※事前申請書への捺印は不要でございます。

② 承認＊事前申請完了　　*延岡市観光戦略課→事業者

■補助金事前申請承認通知書（様式第２-１号）を送付　※3

（広告など告知実施、ツアー募集～ツアー催行）

（集客報告　※4　*事業者→延岡市観光戦略課）

③内容に変更が生じた場合、事業自体が中止になった場合

□補助事業中止・変更承認申請書（様式第３号）を送付

*事業者→延岡市観光戦略課

■補助事業中止・変更承認通知書（様式第４－１号）を送付

*延岡市観光戦略課→事業者

④ 補助金交付申請・請求（事業終了から **20 日以内**に提出が必要）　　*事業者→延岡市観光戦略課

□補助金交付申請書兼請求書（様式第５号）

□実績報告書（様式第６－１号）

□宿泊証明書（様式第６－２号）　※5

□飲食証明書（様式第６－３号）

□広報事業にかかる領収書その他支出を証する書類　※6

※「収支報告書」「宿泊及び飲食、観光施設に支払った領収書の写し」は不要でございます。

⑤ 交付決定　　*延岡市観光戦略課→事業者

■補助金等交付決定通知書（規則様式第２号）を送付

⑦ 振込　　*延岡市→事業者

※1 事業開始とは、広告、チラシ等当該ツアーに関する募集を対外的に開始する日となります。

※2 申請頂いてから承認まで数日を要します。余裕を持って申請をお願い致します。

※3 事業要件を満たしていない場合など、不可の場合は■補助金等不交付決定通知書の送付となります。

※4 集客報告は事業開始後、週 1 回を目途にお願い致します（募集型企画旅行）。

※5 日帰りツアーの場合は不要。

※6 広報事業に係る補助金の交付申請をしない場合は不要。